

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島市長

公表日

令和4年8月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする制度である。</p> <p>特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は以下のとおり。</p> <p>①児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>②児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務</p> <p>③児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>④児童扶養手当法第16条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>⑤児童扶養手当法第28条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>⑥児童扶養手当法第30条の資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>⑦児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>⑧前①～⑦に掲げるもののほか、児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する事務</p>
③システムの名称	福祉情報システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第一の37の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条 ・番号利用法第9条第2項 ・広島市個人番号の利用に関する条例第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第19条第8号 別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。) 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2 <p>※番号利用法別表第二の30、47の項に係る主務省令は未制定。</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第19条第8号 別表第二の57の項 ・別表第二主務省令第31条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	広島市こども未来局こども・家庭支援課
②所属長の役職名	こども・家庭支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	広島市公文書館 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階 TEL:082-243-2583
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	広島市子ども未来局子ども・家庭支援課 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL:082-504-2723

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(略) ⑥児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	(略) ⑥児童扶養手当法第30条の資料の提供等の求めに関する事務 ⑦児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑧前①～⑦に掲げるもののほか、児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する事務	事後	
平成28年7月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉情報システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー	福祉情報システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
平成28年7月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の37の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第一の37の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条 ・番号利用法第9条第2項 ・広島市個人番号の利用に関する条例第3条	事後	
平成28年7月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成28年7月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成29年7月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号利用法第19条第7号 別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。)第12、19、35、36、44条 ※番号利用法別表第二の13、30、47、116の項に係る主務省令は未制定。 【情報照会の根拠】 (略)	【情報提供の根拠】 ・番号利用法第19条第7号 別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。)第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2 ※番号利用法別表第二の30、47の項に係る主務省令は未制定。 【情報照会の根拠】 (略)	事後	
平成29年7月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年7月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成30年7月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
平成30年7月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
平成30年10月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉情報システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	福祉情報システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、電子申請システム	事後	
平成31年3月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年6月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
平成31年3月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年6月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
平成31年3月1日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年8月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年8月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和2年6月23日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年6月23日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和3年6月18日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年5月1日時点	令和3年5月1日時点	事後	
令和3年6月18日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年5月1日時点	令和3年5月1日時点	事後	
令和4年8月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年5月1日時点	令和4年5月1日時点	事後	